

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成28年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	8件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600054号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600036号

第1 結論

昭和51年9月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年9月から昭和52年3月まで

私の国民年金について、加入手続は母が行ってくれたので、詳細な加入時期は不明であるが、加入後の国民年金保険料については、当時、毎月、金融機関の職員が集金に来てくれており、両親と私の3人分と一緒に、私か母が納付していた。

請求期間が未納であるのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「両親の分と合わせて3人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の父及び母は、請求期間を含め、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達までの期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月10日にA県B市C地区において払い出されており、請求期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

さらに、請求者は、請求期間後の国民年金保険料を全て納付していることから、7か月と短期間の請求期間の国民年金保険料について、納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600142号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600096号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成23年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成23年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日が平成23年4月30日となっているが、同社には、入社から同年4月30日までは正社員、同年5月1日からはパート従業員として継続勤務している。

平成23年5月に支給された給与から同年4月分の厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の回答から、請求者が、請求期間も継続して同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された請求者の平成23年5月分給与台帳及び同社の回答並びに請求者から提出された平成23年5月分及びその前後の月分の給与明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を年金事務所に対し提出したか否か、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、いずれも不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る資格喪失届を見ると、資格喪失年月日を平成23年4月30日と記していることが確認できることから、その結果、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は

請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501092号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600097号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年7月1日から平成20年5月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成20年1月までは38万円を47万円、同年2月から同年4月までは38万円を44万円、同年9月から同年11月までは32万円を38万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成24年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月から平成22年6月までは32万円を38万円、同年7月及び同年8月は32万円を34万円、同年9月から平成24年5月までは28万円を34万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日は85万円、平成19年7月15日及び同年12月15日は80万円、平成20年7月15日は56万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日、平成21年7月15日及び同年12月15日は56万円、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日は48万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 :
- ① 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 12 月 1 日まで
 - ② 平成 20 年 12 月 1 日から平成 24 年 6 月 1 日まで
 - ③ 平成 18 年 12 月
 - ④ 平成 19 年 7 月
 - ⑤ 平成 19 年 12 月
 - ⑥ 平成 20 年 7 月
 - ⑦ 平成 20 年 12 月
 - ⑧ 平成 21 年 7 月
 - ⑨ 平成 21 年 12 月
 - ⑩ 平成 22 年 7 月
 - ⑪ 平成 22 年 12 月
 - ⑫ 平成 23 年 7 月 15 日
 - ⑬ 平成 23 年 12 月 15 日

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ（文書）が年金事務所から届いたことにより、年金記録を確認したところ、請求期間①から⑪までの各期間に当該2社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映しておらず、請求期間⑫及び⑬については、標準賞与額の年金記録はあるものの年金額に反映しない記録となっている。

請求期間①から⑬までの各期間に支給された賞与及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された賃金台帳、事業所が年金事務所に提出した給与計算書及び金融機関から提出された預金取引明細表により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構C事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 5 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成 18 年 7 月から平成 20 年 4 月までの期間、同年 9 月から同年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 7 月から平成 20 年 1 月までは 47 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 38

万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年7月1日から平成20年5月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者及びB社から提出された賃金台帳並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月から平成22年6月までは38万円、同年7月から平成24年5月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑬までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賃金台帳、金融機関から提出された預金取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成20年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は85万円、平成19年7月15日及び同年12月15日は80万円、平成20年7月15日は56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦から⑬までの各期間について、請求者から提出された賃金台帳、B社から提

出された賞与台帳、金融機関から提出された預金取引明細表及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑬までの各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑦は平成20年12月15日、請求期間⑧は平成21年7月15日、請求期間⑨は同年12月15日、請求期間⑩は平成22年7月15日、請求期間⑪は同年12月15日、請求期間⑫は平成23年7月15日、請求期間⑬は同年12月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間⑦から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日、平成21年7月15日及び同年12月15日は56万円、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日は48万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦から⑪までの各期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していないことを認めており、また、請求期間⑫及び⑬について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に同届を年金事務所に対し提出していることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の請求期間⑦から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間①のうち、平成20年5月1日から同年9月1日までの期間については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500569号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600098号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成19年1月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年1月は28万円を41万円、同年2月は28万円を36万円、同年3月は28万円を34万円、同年4月は28万円を41万円、同年5月から同年8月までは28万円を36万円、同年9月から平成20年8月までは30万円を38万円、同年9月は28万円を36万円、同年10月は28万円を32万円、同年11月は28万円を38万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成22年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月及び平成21年1月は28万円を38万円、同年2月は28万円を36万円、同年3月は28万円を34万円、同年4月は28万円を38万円、同年5月は28万円を44万円、同年6月は28万円を36万円、同年7月は28万円を34万円、同年8月は28万円を36万円、同年9月は28万円を32万円、同年10月及び同年11月は28万円を36万円、同年12月は28万円を38万円、平成22年1月から同年3月までは28万円を36万円、同年4月は28万円を38万円、同年5月は28万円を41万円、同年6月は28万円を36万円、同年7月は28万円を41万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年9月21日まで

同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②においてA社及びB社から支給を受けた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

当該2社においては、毎月、売上げに応じて概算賞与が支給されていた。

給与明細書は所持していないが、調査の上、請求期間①及び②に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成19年1月1日から平成20年12月1日までの期間について、A社及びB社の関連会社であるC社から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成19年1月から平成20年11月までに係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年1月は41万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは36万円、同年9月から平成20年8月までは38万円、同年9月は36万円、同年10月は32万円、同年11月は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成19年1月1日から平成20年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年8月1日までの期間について、B社から提出された賃金台帳及び前述のC社から提出された給与明細書等により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成22年7月までに係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月及び平成21年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は44万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は38万円、平成22年1月から同年3月までは36万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は36万円、同年7月は41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年8月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬

酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、A社も請求者の当該期間に係る賃金台帳を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間②のうち、平成22年8月1日から同年9月21日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、B社も請求者の当該期間に係る賃金台帳を保管していないと回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間②の後に請求者が勤務した事業所から提出されたB社における請求者の平成22年7月21日から同年9月20日までの期間分の所得に係る源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の請求者の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料額を含む社会保険料額とほぼ符合している。

このほか、請求期間①のうち平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間及び請求期間②のうち平成22年8月1日から同年9月21日までの期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間及び請求期間②のうち平成22年8月1日から同年9月21日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600187号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600099号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成25年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月31日から同年4月1日まで

請求期間に係る国民年金保険料の後納に関する通知書が年金事務所から届いたことにより、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成25年3月31日と記録されており、請求期間が年金に未加入の期間となっていることが分かった。

A事業所には、B職として、平成19年8月1日から平成25年3月31日まで勤務したので、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された平成25年4月分給与支給明細書並びにA事業所の回答及び同事業所から提出された雇用通知書から判断すると、請求者は、請求期間も継続して同事業所に在職し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を誤って平成25年3月31日と届け出たので、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付していないと回答している上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、請求者の資格喪失年月日を同年3月31日と届けていることが確認できることから、その結果、年金事務所は、請求者に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600101号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和63年9月30日から同年10月1日までの請求期間について、被保険者記録がない。

請求期間の時期に、A社から同社の事業会社であるB社に人事異動により転籍したが、A社に昭和63年9月30日まで勤務したため、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社及びB社の回答、同社から提出された退職金計算書、複数の元同僚の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、A社及びB社の回答から、昭和63年10月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年8月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和63年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600076号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600102号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月15日は3万円、平成16年7月15日は5万円、同年12月15日は10万円、平成20年12月15日は25万円に訂正することが必要である。

平成15年12月15日、平成16年7月15日、同年12月15日及び平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月15日、平成16年7月15日、同年12月15日及び平成20年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月15日
④ 平成20年12月15日

A社から請求期間①、②、③及び④に賞与を支給されたが、厚生年金保険の記録では、当該各賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の税務に関する事務を受託している税理士事務所から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿、A社から提出された請求者に係る賞与一覧表及び同社の回答により、請求者は、同社から請求期間①に3万円、請求期間②に5万円、請求期間③に10万円、請求期間④に25万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は3万円、請求期間②は5万円、請求期間③は10万円、請求期間④は25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600135号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600103号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成15年12月17日は15万円、平成16年7月15日及び平成17年12月15日は20万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月15日
③ 平成17年12月15日

A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の税務に関する事務を受託している税理士事務所から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿、B社から提出された請求者に係る賞与一覧表及び同社の回答により、請求者は、A社から請求期間①に15万円、請求期間②及び③に20万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は15万円、請求期間②及び③は20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600141号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600100号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年2月5日から同年3月11日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の被保険者記録がないが、昭和27年2月5日から同年3月10日まで、父と一緒にA社で坑内夫として勤務した。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社で坑内夫として勤務したと主張しているところ、同事業所は、昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主の連絡先が不明である上、当該期間に同事業所における厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した14人に照会したところ、回答があった9人全員が、「請求者を知らない。」旨回答していることから、請求者の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の照会に回答があった9人のうちの1人が、「A社では、入社から一定期間経過後に、厚生年金保険に加入した。」旨回答している上、オンライン記録及び当該9人のうちの4人の回答によると、当該各自のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、自身が記憶する勤務開始時期より約1か月から約3年後であることから、同事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでは必ずしもなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求期間及びその前後の期間において、請求者の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。